

平成22年度

労働保険 年度更新 申告書の書き方

最寄りの金融機関・郵便局・都道府県労働局・労働基準監督署へ

申告・納付は7月12日(月)までに

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) 枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からはみだしがないように注意してください。

<訂正方法>

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

| |
|---|
| 7 |
| 8 |

 訂正印は不要です。

なお、**領収済通知書(納付書)**に記入する納付額は訂正できません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の枠には「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。

・特別加入者が給付基礎日額を変更する場合には、年度更新期間中に給付基礎日額の変更申請を行っていただくことになります。

・船員雇用事業の年度更新についてはP25をご覧ください。

《労働保険お知らせページ》

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm

～電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です～

是非ご利用ください。(詳しくはP26を参照)



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター

目次

| | | | |
|-----------------------------|-----|--------------------------------------|-----|
| ①申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 | P 3 | ⑦一括有期事業報告書(様式第7号)の記入 | P16 |
| ②労働保険対象労働者の範囲 | P 4 | ⑧一括有期事業総括表の記入 | P18 |
| 《継続事業》 | | ⑨建設の事業の申告書の書き方・記入例 | P20 |
| ③労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例 | P 6 | 《共通事項》 | |
| ④保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例 | P 8 | ⑩一般拠出金の申告・納付について | P22 |
| ⑤申告書の記入要領及び記入例 | P10 | ⑪還付請求する場合について | P23 |
| 《一括有期事業》 | | ⑫事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について | P24 |
| ⑥一括有期事業の申告書の書き方 | P12 | ⑬電子申請による年度更新手続きについて | P24 |
| | | ⑭船員雇用事業の年度更新について | P25 |
| | | ⑮年度更新手続きはパソコンから行うことができます!! | P26 |

労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「**保険年度**」といいます。)を単位として計算することになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、**その事業ごとに定められた保険料率**を乗じて算定することになります。

労働保険では、まず、保険年度の当初に概算で保険料を納付(徴収法第15条)いただき、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算(徴収法第19条)いただくという方法をとっております。

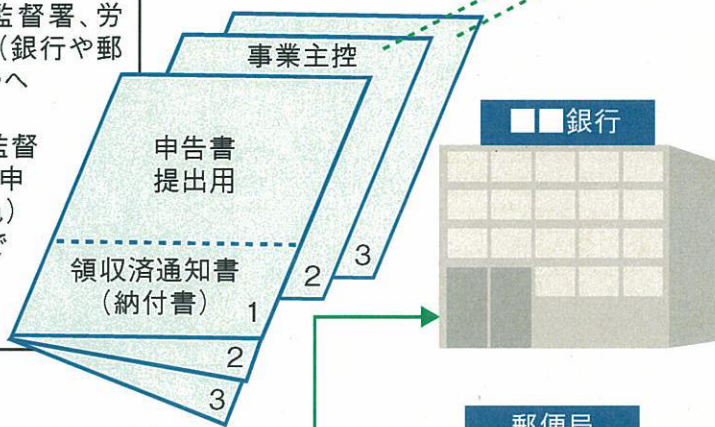
したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付と新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「**年度更新**」の手続きです。

この年度更新の手続きは、毎年**6月1日**から**7月10日**(本年度は、7月12日)までの間に行わなければならない。(特別加入者の給付基礎日額の変更申請を行う場合も、当該年度更新期間中に行う必要があります。)

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。

1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料と一般拠出金を添えて管轄の労働基準監督署、労働局、金融機関（銀行や郵便局）のいずれかへご持参ください。
 なお、労働基準監督署では、所掌3の申告書（藤色と赤色）にかかる納付はできません。



事業主控は保存しておく

銀行や郵便局（ゆうちょ銀行）へ申告書と納付書を切り離さずにお出しになれば申告書（提出用）は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが、労働局あてにお送りください。

いずれか

来庁による方法

申告書は3枚すべて管轄の労働基準監督署または労働局へご持参ください。郵送での提出も可能ですが、その場合予め事業主控は切り離していただくか、受付印が必要なときは**返信用の封筒を同封**してください。

一括有期事業報告書、一括有期事業総括表は銀行及び郵便局では受付することができませんので、管轄の労働基準監督署・労働局に持参または送付してください。

報告書



総括表

- ★ 申告・納付期日最終日である7月12日(月)は、銀行・郵便局窓口において大変混雑が予想されます。混雑緩和のための**早期申告・納付**にご理解・ご協力をお願いいたします。
- ★ 第2期、第3期の納付書は**各納付期限の概ね10日前**に送付いたします。
- ★ 第2期、第3期の納付はどなたでも電子納付がご利用できます。
- ★ 納付を怠った場合、**延滞金**が課されます。

労働保険料の納期について

| | | |
|---------|--------|------------|
| 各期の納付期限 | 全期・第1期 | 7月12日 |
| | 第2期 | 11月15日 |
| | 第3期 | 平成23年2月14日 |

2

労働保険対象労働者の範囲

| 区分 | 労災保険 | 雇用保険 |
|-----------------------|--|---|
| 基本的な考え方 | <p>労働者は、常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、<u>労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</u></p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p> | <p>雇用される労働者は原則として被保険者となります。派遣労働者、日雇労働被保険者も含まれます。ただし、次に掲げる労働者は除かれます。</p> <p>①季節的事業(4ヶ月以内の期間を予定して行われるもの)に雇用される者</p> <p>②昼間学生</p> <p>③臨時内職的に雇用される者</p> <p>④65歳以上で新たに雇用される者</p> |
| 個々の労働者の届出 | <p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p> | <p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ確認書類等の提出が必要となります。</p> |
| 法人の役員(取締役)の取扱い | <p>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p> | <p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。</p> <p>②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <p>○合名会社、合資会社、合同会社の社員のうち、代表社員は被保険者となりません。</p> <p>○有限会社の取締役のうち、会社を代表する取締役は被保険者になりません。</p> <p>○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</p> <p>○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p> |
| 事業主と同居している親族 | <p>一般労働者(親族以外の労働者)を使用する事業のみ、次の条件を満たしていれば、労働者となります。</p> <p>同居の親族は、事業主と居住、及び生計を一にするものであり、原則としては労働基準法上の「労働者」には該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業</p> | <p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と</p> |

| 区分 | 労災保険 | 雇用保険 |
|------------------|---|---|
| 事業主と同居している親族(続き) | <p>において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、労働基準法の「労働者」として取り扱います。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> | <p>同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと。</p> |
| 短時間就労者 | すべて対象労働者となります。 | <p>次の要件をすべて満たしていれば被保険者となります。</p> <p>①1週の所定労働時間が20時間以上であること。</p> <p>②別途定めた期間以上引続き雇用されることが見込まれること。</p> <p>③賃金や労働時間、その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明確に定められていること。</p> |
| 出向労働者 | 出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。 | 出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。 |
| 派遣労働者 | <p>・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p> | <p>・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</p> <p>①1週の所定労働時間が20時間以上であること。</p> <p>②別途定めた期間以上引続き雇用されることが見込まれること。</p> <p>③賃金や労働時間、その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明確に定められていること。</p> <p>※雇用契約期間2ヶ月程度以上の派遣就業を1月程度以内の間隔で繰り返し行うこととなっている場合は、反復継続して派遣就業を行うものとして、被保険者となります。</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p> |
| 日雇労働者 | すべて対象労働者となります。 | すべて被保険者となりますが、別途印紙保険料の納付が必要です。 |

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

3 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例

⑦…事業の概要(製品名、製造行程等)を具体的に記入してください。

⑩…労働保険料の延納(分納納付)の申請を希望する場合にはイを○で、希望しない場合にはロを○で囲んでください。

①…平成21年4月1日から平成22年3月31日までに使用した労災保険対象労働者の数(各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の数)と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により(「(8)うち高齢労働者分」欄には、任意加入による高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は除く。)記入し、その合計(⑤欄、④欄及び①欄には②欄、③欄及び⑥欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑤+⑥欄には、⑤欄の額に②の⑥欄の額を加えた額を記入し、⑤欄には、④欄から①欄の額を差し引いた額を記入してください。)をそれぞれの欄に記入してください。なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記入してください。

- 「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、平成21年度中の1ヵ月平均使用労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)

$$\left[\frac{\text{平成21年度の各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計}}{12} \right]$$
(ただし、平成21年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数)
 を記入してください。
- 「1ヵ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヵ月平均被保険者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。
- 「1ヵ月平均高齢労働者数」欄には、前年度における1ヵ月平均高齢労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。

様式第4号 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主様)

① 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 ② 事業の名称 ○○工業(株) TEL XX XXXX XXXX
 ③ 事業の所在地 ○○市○○ ○-○-○
 ④ 事業主の氏名 ○○ ○○ ⑤ 作成者氏名 ○○ ○○

⑦ 事業の概要(具体的に記入してください)
スプーン、ナイフ、フォーク等食卓用刃物の製造業

⑨ 特掲事業
 適用する 適用しない
 平成22年度決算の延納 する ロ、しない

| 区分 | 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金 | | | | 雇用保険対象被保険者数及び賃金 | | | | うち高齢労働者分 (平成21年4月1日現在において満65歳以上の者(昭和30年4月1日以前に生まれた者)) | | | | | | | |
|----------|-----------------------|--|-------------------------------|-----------------------|--|--|-------------------|------------|--|------------|----------|----------|--------|------------|----|-----------|
| | (1) 常用労働者 | (2) 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指図を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照)) | (3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等) | (4) 合計 (1)+(2)+(3) | (5) 被保険者 (日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く(裏面参照)) | (6) 役員で被保険者扱いの者 (給与支払等の欄から労働者の性格の強い者(裏面参照)) | (7) 合計 (5)+(6) | (8) | | | | | | | | |
| 平成22年4月 | 11人 | 2,768,898円 | 1人 | 363,510円 | 0人 | 0円 | 12人 | 3,132,408円 | 11人 | 2,768,898円 | 1人 | 363,510円 | 12人 | 3,132,408円 | 2人 | 484,550円 |
| 5月 | 11 | 2,759,845 | 1 | 366,809 | 1 | 154,554 | 13 | 3,281,208 | 11 | 2,759,845 | 1 | 366,809 | 12 | 3,126,654 | 2 | 497,384 |
| 6月 | 11 | 2,738,461 | 1 | 368,177 | 1 | 142,100 | 13 | 3,248,738 | 11 | 2,738,461 | 1 | 368,177 | 12 | 3,106,638 | 2 | 516,290 |
| 7月 | 11 | 2,749,515 | 1 | 354,923 | 1 | 158,350 | 13 | 3,262,788 | 11 | 2,749,515 | 1 | 354,923 | 12 | 3,104,438 | 2 | 488,765 |
| 8月 | 11 | 2,821,268 | 1 | 362,118 | 1 | 166,611 | 13 | 3,349,997 | 11 | 2,821,268 | 1 | 362,118 | 12 | 3,183,386 | 2 | 499,736 |
| 9月 | 11 | 2,722,413 | 1 | 363,949 | 1 | 157,300 | 13 | 3,243,662 | 11 | 2,722,413 | 1 | 363,949 | 12 | 3,086,362 | 2 | 514,008 |
| 10月 | 11 | 2,899,716 | 1 | 363,668 | 1 | 183,659 | 13 | 3,447,043 | 11 | 2,899,716 | 1 | 363,668 | 12 | 3,263,384 | 2 | 483,606 |
| 11月 | 11 | 2,896,855 | 1 | 365,919 | 0 | 0 | 12 | 3,262,774 | 11 | 2,896,855 | 1 | 365,919 | 12 | 3,262,774 | 2 | 499,160 |
| 12月 | 11 | 2,873,226 | 1 | 360,563 | 0 | 0 | 12 | 3,233,789 | 11 | 2,873,226 | 1 | 360,563 | 12 | 3,233,789 | 2 | 489,808 |
| 平成23年1月 | 11 | 2,875,869 | 1 | 362,115 | 0 | 0 | 12 | 3,237,984 | 11 | 2,875,869 | 1 | 362,115 | 12 | 3,237,984 | 2 | 499,160 |
| 2月 | 11 | 2,738,193 | 1 | 361,992 | 0 | 0 | 12 | 3,145,185 | 11 | 2,738,193 | 1 | 361,992 | 12 | 3,145,185 | 2 | 498,865 |
| 3月 | 11 | 2,767,933 | 1 | 372,334 | 1 | 176,401 | 13 | 3,316,668 | 11 | 2,767,933 | 1 | 372,334 | 12 | 3,140,267 | 2 | 475,688 |
| 賞与等22年7月 | | 5,591,225 | | 752,115 | | 0 | | 6,343,340 | | 5,591,225 | | 752,115 | | 6,343,340 | | 952,736 |
| 年12月 | | 6,670,719 | | 897,325 | | 0 | | 7,568,044 | | 6,670,719 | | 897,325 | | 7,568,044 | | 1,142,651 |
| 年月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 45,919,136 | 6,015,517 | 1,138,975 | 53,073,628 | 45,919,136 | 6,015,517 | 12人 | 53,073千円 | 51,934,653 | 8,042,407 | 51,934千円 | 8,042千円 | 43,892 | | | |

| 承認された給付基礎日額 | 保険料算定基礎額 | 氏名 | 平成21年度確定 | | 平成22年度概算 | | 平成22年度賃金総額の見込額 | | 雇用保険料免除高齢労働者氏名(生年月日) | 予備欄 |
|-------------|------------|-------|--------------|------------|----------|----|----------------|-------|----------------------|-----|
| | | | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | | | | |
| 12,000円 | 4,380,000円 | ○○ ○○ | 14,000円 | 5,110,000円 | | | | ○○ ○○ | | |
| 10,000円 | 3,650,000円 | ○○ ○○ | 10,000円 | 3,650,000円 | | | | ○○ ○○ | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 8,030千円 | 合計 | ①+② 61,833千円 | ① 8,760千円 | | | | | | |

⑫…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の承認されている給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、⑤欄には、その合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入してください。

⑬…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の希望する給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、①欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、①+①欄には、①欄の額に④の①欄の額を加えた額を記入してください。

- ⑭…各欄は次により記入してください。
- 平成22年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50/100以上、200/100以下の場合(高齢労働者を使用している場合は、賃金総額の見込額及び高齢労働者の賃金総額の見込額が50/100以上、200/100以下の場合)には、「④合計」欄に「前年度と同額」と記入し、④欄から⑥欄までは記入しないでください。
 - (1)以外の場合は次により記入します。
 - 賃金総額の見込額及び高齢労働者の賃金総額の見込額がともに50/100未満、200/100超になる場合
 - ④欄は、平成22年度における1日平均使用労働者数(延使用労働者数を所定労働日数で除したものを)、⑤欄は、平成22年度における1ヵ月平均被保険者数の見込数(使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記④の1日平均使用労働者数の見込数)を、⑥欄は、平成22年度の支払賃金総額の見込額を、⑦欄は、平成22年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、⑧欄に、⑥欄の額と⑦欄の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。
 なお、各欄の()内には、高齢労働者に係る平成22年度の賃金総額の見込額又は高齢労働者数等を記入します。
 - 高齢労働者の賃金総額の見込額のみ50/100未満、200/100超になる場合
 「労災保険」欄については、⑧欄のみに「前年度と同額」と記入します。「雇用保険」欄については、賃金総額の見込額は「④合計」欄のみに④欄の④の額を転記し、高齢労働者の賃金総額の見込額については、上記(i)に準じて記入します。
 - 賃金総額の見込額の50/100未満、200/100超になる場合
 「労災保険」欄及び「雇用保険」欄の賃金総額の見込額については、上記(i)に準じて作成します。高齢労働者の賃金総額の見込額については、⑧欄の()のみに⑧欄の⑧の額を転記してください。

⑮…①の(8)欄に該当する雇用保険料免除高齢労働者の氏名と生年月日(明治生まれの場合は「明」を○で、大正生まれの場合は「大」を○で、昭和生まれの場合は「昭」を○で囲んでください。)を記入してください。
 なお、7名以上になる場合には、別紙に記入のうえ添付し、提出してください。

- ⑯…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業(以下「特掲事業」という。)に該当する場合にはイを○で、特掲事業に該当しない場合にはロを○で囲んでください。
- 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業は除く。)
 - 動物の飼育又は水産動物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。)
 - 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業。
 - 清酒の製造の事業。

4 保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例

⑧…③欄に対応する労災保険率を労災保険率表により記入してください。
なお労災保険率メリット制適用事業については、メリット労災保険率を記入してください。

③…「労災保険率適用事業細目表」による事業の種類の詳細を記入してください(賃金等の報告の⑧欄)。

②…平成21年度概算保険料申告書に添付した申告書内訳に記入されている各委託事業主及びその後新規委託があったもの又は委託を解除したものを含めすべての委託事業主の名称を記入してください。

⑬…⑨欄の額と⑫欄の額を加えた額を規模区分別(④欄)の人数から、15人以下と16人以上)の該当欄に記入してください。
なお、小計欄には、規模区分別の件数、金額の合計を記入し、計欄には、規模区分別の金額の合計額を記入してください。

この申告書内訳は、労災保険率メリット制適用事業と、それ以外の事業とを別業とし、それぞれ委託事業場に振り出された枝番号順に記入してください。

なお、労災保険率メリット制適用事業分については、上部余白に「メリット適用分」と表示してください。

申告書内訳が2枚以上になる場合には、各業に必ず小計を記入し、別業の総合計を設け、小計欄を合計欄と訂正し、総合計を記入してください。その際、事務組合の名称、所在地、代表者の氏名及び事務担当者氏名は別業の総合計のみに記入し、記名押印又は署名をしてください。

この申告書内訳は、申告書の記載事項のチェック等に使用しますので、必ず提出してください。

⑫…次の区分により事業場数を記入してください。
甲…常時使用労働者数 1人~4人
乙…常時使用労働者数 5人~15人
A…労災・雇用両保険が成立している事業
B…労災・雇用どちらか一方のみが成立している事業
なお、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては、「被保険者数」に基づいて記入してください。

⑩…雇用保険率1,000分の11に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を()に記入し、別業の総合計にのみその額に11を乗じて得た額を記入してください。
⑪…雇用保険率1,000分の13に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を()に記入し、別業の総合計にのみその額に13を乗じて得た額を記入してください。
⑭…雇用保険率1,000分の14に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を()に記入し、別業の総合計にのみその額に14を乗じて得た額を記入してください。

⑨…⑦の(-)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)と⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を合算した額を(計)欄に記入してください。また労災保険率メリット制適用事業についても、同様の記入要領で記入してください。

| 組様式第6号(甲) | | 労務保険番号A | | 平成21年度 確定概算 | | 平成22年度 確定概算 | | 保険料・一般拠出金申告書内訳 | | 4枚のうち 1枚目 | | |
|------------|-----------|---------|----|-------------|-----------|-------------|--------|----------------|-------|-----------|---------|----|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | |
| 労働保険番号の枝番号 | 事業場の名称 | 業種 | 区分 | 賃金総額 | 労災保険料 | 雇用保険料 | 賃金総額 | 労災保険料 | 雇用保険料 | 合計 | 氏名 | |
| 001 | 〇〇工業(株) | 63012 | 12 | 53,073 | 398,047 | 51,934 | 12,485 | 49,940 | 11.0 | 482,812 | 941,084 | 〇〇 |
| | | | | 8,030 | 60,225 | 8,042 | 2,555 | 10,220 | 11.0 | 137,335 | 197,495 | 〇〇 |
| | | | | | 458,272 | 43,892 | | 12,485 | | | | 〇〇 |
| 004 | スーパー〇〇 | 98014 | 14 | 12,485 | 49,940 | 12,485 | 2,555 | 10,220 | 11.0 | 137,335 | 197,495 | 〇〇 |
| | | | | | 60,160 | 12,485 | | 10,220 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 70,680 | 19,920 | | 13,140 | | | | 〇〇 |
| 005 | 〇〇物産(株) | 98017 | 7 | 19,920 | 79,680 | 19,920 | 3,285 | 13,140 | 11.0 | 118,888 | 211,708 | 〇〇 |
| | | | | | 92,820 | 10,808 | | 13,140 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 103,960 | 20,708 | | 13,140 | | | | 〇〇 |
| 006 | 〇〇サービス(株) | 93012 | 2 | 8,682 | 52,092 | 8,111 | 3,650 | 21,900 | 11.0 | 89,221 | 163,213 | 〇〇 |
| | | | | | 73,992 | 8,111 | | 21,900 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 82,604 | 16,222 | | 21,900 | | | | 〇〇 |
| 007 | 〇〇印刷(株) | 46014 | 4 | 21,418 | 96,381 | 21,418 | 8,760 | 39,420 | 11.0 | 183,678 | 319,479 | 〇〇 |
| | | | | | 135,801 | 16,698 | | 39,420 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 152,499 | 38,116 | | 39,420 | | | | 〇〇 |
| 011 | 〇〇運送 | 72039 | 9 | 31,609 | 347,699 | 31,609 | 3,832 | 42,152 | 11.0 | 421,520 | 869,141 | 〇〇 |
| | | | | | 42,152 | 0 | | 42,152 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 46,361 | 42,152 | | 42,152 | | | | 〇〇 |
| 012 | 〇〇農機(株) | 56025 | 5 | 2,711 | 17,621 | 2,711 | 0 | 0 | 11.0 | 29,821 | 47,442 | 〇〇 |
| | | | | | 17,621 | 2,711 | | 0 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 19,332 | 5,422 | | 0 | | | | 〇〇 |
| 013 | 〇〇めっき(株) | 55010 | 10 | 56,515 | 395,090 | 54,004 | 5,110 | 30,660 | 11.0 | 553,971 | 923,721 | 〇〇 |
| | | | | | 369,750 | 50,361 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 420,410 | 100,721 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 476,970 | 151,081 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 533,530 | 201,441 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 590,090 | 251,801 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 646,650 | 302,161 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 703,210 | 352,521 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 759,770 | 402,881 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 816,330 | 453,241 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 872,890 | 503,601 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 929,450 | 553,961 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 986,010 | 604,321 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,042,570 | 654,681 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,099,130 | 705,041 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,155,690 | 755,401 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,212,250 | 805,761 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,268,810 | 856,121 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,325,370 | 906,481 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,381,930 | 956,841 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,438,490 | 1,007,201 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,495,050 | 1,057,561 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,551,610 | 1,107,921 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,608,170 | 1,158,281 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,664,730 | 1,208,641 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,721,290 | 1,259,001 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,777,850 | 1,309,361 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,834,410 | 1,359,721 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,890,970 | 1,410,081 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 1,947,530 | 1,460,441 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,004,090 | 1,510,801 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,060,650 | 1,561,161 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,117,210 | 1,611,521 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,173,770 | 1,661,881 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,230,330 | 1,712,241 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,286,890 | 1,762,601 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,343,450 | 1,812,961 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,400,010 | 1,863,321 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,456,570 | 1,913,681 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,513,130 | 1,964,041 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,569,690 | 2,014,401 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,626,250 | 2,064,761 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,682,810 | 2,115,121 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,739,370 | 2,165,481 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,795,930 | 2,215,841 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,852,490 | 2,266,201 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,909,050 | 2,316,561 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 2,965,610 | 2,366,921 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,022,170 | 2,417,281 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,078,730 | 2,467,641 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,135,290 | 2,518,001 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,191,850 | 2,568,361 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,248,410 | 2,618,721 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,304,970 | 2,669,081 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,361,530 | 2,719,441 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,418,090 | 2,769,801 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,474,650 | 2,820,161 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,531,210 | 2,870,521 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,587,770 | 2,920,881 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,644,330 | 2,971,241 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,700,890 | 3,021,601 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,757,450 | 3,071,961 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,814,010 | 3,122,321 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,870,570 | 3,172,681 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,927,130 | 3,223,041 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 3,983,690 | 3,273,401 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,040,250 | 3,323,761 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,096,810 | 3,374,121 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,153,370 | 3,424,481 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,209,930 | 3,474,841 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,266,490 | 3,525,201 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,323,050 | 3,575,561 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,379,610 | 3,625,921 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,436,170 | 3,676,281 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,492,730 | 3,726,641 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,549,290 | 3,777,001 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,605,850 | 3,827,361 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,662,410 | 3,877,721 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,718,970 | 3,928,081 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | 4,775,530 | 3,978,441 | | 30,660 | | | | 〇〇 |
| | | | | | | | | | | | | |

6 一括有期事業の申告書の書き方

●年度更新手続き

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、「一括有期事業総括表」、「一括有期事業報告書(様式第7号)」が必要です。立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」が必要です。(P14参照)

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。(金融機関では申告書・領収済通知書のみ受け取ります。)

●一括有期事業の要件(建設の事業)

建設業においては、一工事の請負額が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告(徴収法第7条)することになってはいますが、一括扱いできる工事は、隣接県及び厚生労働大臣が指定した都道府県の区域で行う工事に限られます。(P15参照)

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱いできます。

*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として(これを「単独有期事業」といいます。)、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続きをすることとなります。

●申告する工事

1~3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。

1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱いが出来る区域で実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

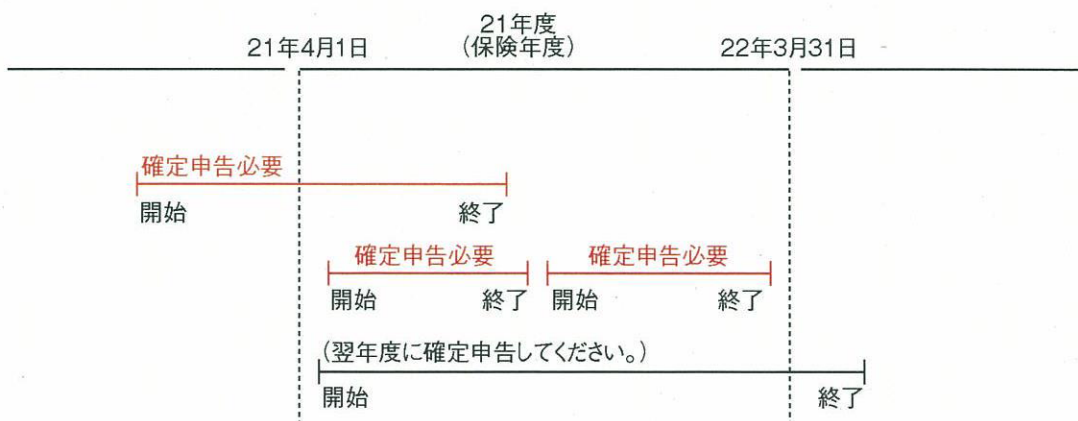
1工事の請負金額が1億9千万円未満、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)に終了した工事。

(平成21年3月31日以前に開始している工事の算入洩れがないよう注意してください。)

〈例〉



● 保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に算定できる場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定します。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。なお、同日に2以上の現場に従事する場合、各工事等への按分計算は認められていません。

2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業では、一般的にはその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に算定することが困難なため、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、保険料率を乗じて保険料を算定します。

請負金額とは、工事請負契約上の代金(消費税額を含む。)、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものを請負金額といいます。

| | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|---|-------------------------------|---|-------------|
| 請負代金 (契約金額・施主からの金銭給与) | + | 請負代金に加算する額 (支給材の価額相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額) | - | 請負代金から控除する額 下記(注)参照 | = | 請負金額 |
|---------------------------------|---|--|---|-------------------------------|---|-------------|

(注) 請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。P14を参照してください。

● 一括有期事業の要件(立木の伐採の事業)

立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっていますが、一括扱いできる事業は、隣接県及び厚生労働大臣が指定した都道府県の区域で行う事業に限られます。

申告する事業の算定期間については、P12の工事期間(例)をご参照下さい。

● その他

① 林業の申告について

業種が林業(立木の伐採等)の場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書に転記してください。(「一括有期事業総括表」は必要ありません。)

② 建設業の事務所の労災保険について

事務員を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として所轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続きが必要になります。

③ 一括有期事業開始届(様式第3号)について

一括有期事業の対象となる個々の工事を始めた場合、**工事開始の翌月10日までに**前月に開始した工事を、「一括有期事業開始届」により所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。用紙は各労働基準監督署にあります。

④ 一括されない有期事業(単独有期事業)

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、1工事現場又は1作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続きをすることとなります。

事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書(有期事業)」を金融機関又は所轄労働基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をしなければなりません。

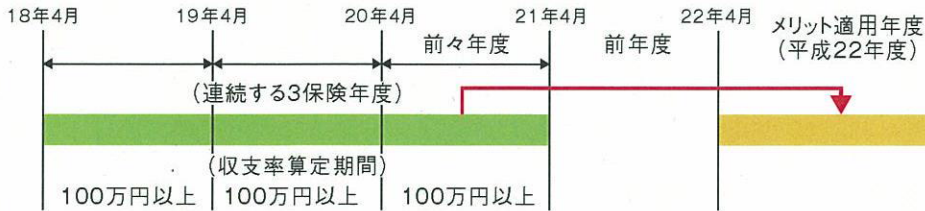
その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書(有期事業)」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

⑤ 労災保険率のメリット制について

メリット制は、事業主の負担の公平を図るために、個々の事業場の業務災害率の高低に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上経過(3月31日現在)し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**100万円以上**の事業が該当します。



メリット制適用事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、「平成22年度労災保険率決定通知書」に記載されていますメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

平成22年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、労災保険料を基準料率で算出してください。

メリット制が適用される事業については、事業の種類ごとに定められた労災保険率から非業務災害率を除いた率に対して、メリット収支率に応じたメリット増減率(最大±40%の範囲)で増減され、労災保険率の引き下げ、または引き上げが行われます。

なお、非業務災害率は、事業の種類によらず、1000分の0.8(平成21年4月1日以降は1000分の0.6)となります。

⑥ 機械装置の範囲(例示)

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下記のとおり例が示されています。

- | | | |
|---------------|-------------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 15. 水力発電設備 |
| 2. 火力発電所ボイラー | 9. 電気集塵装置 | 16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト) |
| 3. 原子炉 | 10. ガス発生装置 | |
| 4. ゴミ消却装置 | 11. 水処理設備 | |
| 5. 原子力発電所タービン | 12. エレベーター | |
| 6. 抄紙機(改造) | 13. エスカレーター | |
| 7. 連続鑄造機 | 14. 石油精製、石油化学プラント | |

有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表

| 事務所の所在地の都道府県 | 有期事業の一括ができる都道府県等 | | | | | | | | | |
|--------------|------------------|-----|------|------|-----|------|------|------|-----|-----|
| 北海道 | 青森県 | | | | | | | | | |
| 青森県 | 北海道 | 岩手県 | 秋田県 | | | | | | | |
| 岩手県 | 青森県 | 宮城県 | 秋田県 | | | | | | | |
| 宮城県 | 岩手県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | | | | | | |
| 秋田県 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 山形県 | | | | | | |
| 山形県 | 宮城県 | 秋田県 | 福島県 | 新潟県 | | | | | | |
| 福島県 | 宮城県 | 山形県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 新潟県 | | | | |
| 茨城県 | 福島県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | | | |
| 栃木県 | 福島県 | 茨城県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | | | |
| 群馬県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 長野県 | |
| 埼玉県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | 山梨県 | 長野県 | 静岡県 | |
| 千葉県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 東京都 | 神奈川県 | 静岡県 | | | |
| 東京都 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 神奈川県 | 山梨県 | 静岡県 | | |
| 神奈川県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 山梨県 | 静岡県 | | |
| 新潟県 | 山形県 | 福島県 | 群馬県 | 東京都 | 富山県 | 長野県 | | | | |
| 富山県 | 新潟県 | 石川県 | 長野県 | 岐阜県 | | | | | | |
| 石川県 | 富山県 | 福井県 | 岐阜県 | | | | | | | |
| 福井県 | 石川県 | 岐阜県 | 滋賀県 | 京都府 | | | | | | |
| 山梨県 | 埼玉県 | 東京都 | 神奈川県 | 長野県 | 静岡県 | | | | | |
| 長野県 | 群馬県 | 埼玉県 | 新潟県 | 富山県 | 山梨県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 | | |
| 岐阜県 | 富山県 | 石川県 | 福井県 | 長野県 | 愛知県 | 三重県 | 滋賀県 | | | |
| 静岡県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | 山梨県 | 長野県 | 愛知県 | | | |
| 愛知県 | 長野県 | 岐阜県 | 静岡県 | 三重県 | | | | | | |
| 三重県 | 岐阜県 | 愛知県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | | |
| 滋賀県 | 福井県 | 岐阜県 | 三重県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | | | |
| 京都府 | 福井県 | 三重県 | 滋賀県 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 岡山県 | |
| 大阪府 | 三重県 | 滋賀県 | 京都府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 岡山県 | 徳島県 | 香川県 |
| 兵庫県 | 三重県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 岡山県 | 徳島県 | 香川県 |
| 奈良県 | 三重県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 和歌山県 | | | | |
| 和歌山県 | 三重県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 徳島県 | | | | |
| 鳥取県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | | | | | |
| 島根県 | 鳥取県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | | | | | | |
| 岡山県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 鳥取県 | 島根県 | 広島県 | 香川県 | 愛媛県 | | |
| 広島県 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 山口県 | 香川県 | 愛媛県 | | | | |
| 山口県 | 島根県 | 広島県 | 愛媛県 | 福岡県 | 大分県 | | | | | |
| 徳島県 | 大阪府 | 兵庫県 | 和歌山県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 | | | | |
| 香川県 | 大阪府 | 兵庫県 | 岡山県 | 広島県 | 徳島県 | 愛媛県 | 高知県 | | | |
| 愛媛県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 徳島県 | 香川県 | 高知県 | 大分県 | | | |
| 高知県 | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | | | | | | | |
| 福岡県 | 山口県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | | | |
| 佐賀県 | 福岡県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | | | | | | |
| 長崎県 | 福岡県 | 佐賀県 | 熊本県 | | | | | | | |
| 熊本県 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | | | | |
| 大分県 | 山口県 | 愛媛県 | 福岡県 | 佐賀県 | 熊本県 | 宮崎県 | | | | |
| 宮崎県 | 熊本県 | 大分県 | 鹿児島県 | | | | | | | |
| 鹿児島県 | 熊本県 | 宮崎県 | | | | | | | | |
| 沖縄県 | - | | | | | | | | | |

※下線は厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域

7 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入

- 1 一括有期事業報告書には、平成21年度中に終了した一括有期対象工事(元請分)を洩れなく計上してください。その場合、「事業の種類」ごとに別業に分け、さらに「平成21年度一括有期事業総括表」に記載されている「事業開始時期」ごとに別業に分けて記入してください。
- 2 「請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 3 「請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 4 支払賃金で算定する工事を含む場合は、記入例(P17)を参照してください。

事業の種類・労務费率・保険料率一覧表

| 業種番号 | 事業の種類 | | 工事開始日が平成15年4月1日～平成18年3月31日のもの | | 工事開始日が平成18年4月1日～平成21年3月31日のもの | | 工事開始日が平成21年4月1日以降のもの(平成21年4月1日改定) | |
|------|-------------------------|----------------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|-----------------------------------|-----------|
| | | | 労務费率 | 保険料率 | 労務费率 | 保険料率 | 労務费率 | 保険料率 |
| 31 | 水力発電施設 ずい道等新設事業 | | 20% | 1000分の129 | 19% | 1000分の118 | 19% | 1000分の103 |
| 32 | 道路新設事業 | | 21 | 29 | 21 | 21 | 21 | 15 |
| 33 | 舗装工事業 | | 20 | 17 | 20 | 14 | 19 | 11 |
| 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | | 23 | 30 | 23 | 23 | 24 | 18 |
| 35 | 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く) | | 21 | 17 | 21 | 15 | 21 | 13 |
| 38 | 既設建築物設備工事業 | | 21 | 14 | 21 | 14 | 22 | 14 |
| 36 | 機械装置の組立て又は据え付けの事業 | 組立て又は取付けに関するもの | 41 | 16 | 40 | 14 | 40 | 9 |
| | | その他のもの | 21 | | 21 | | 22 | |
| 37 | その他の建設事業 | | 24 | 23 | 24 | 21 | 24 | 19 |

記入例

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、⑤、⑥を提出する。

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険

一括有期事業報告書(建設の事業)

事業
主 控

| 労働保険番号 | 府県庁市町村 | 基幹番号 | 枝番号 | ① 請負金額の内訳 | | | | ② 労務費率 | ③ 賃金総額 |
|----------------|----------------------------|--------------------------|-----|-------------|------------------|-------------------|---------------------|--------|------------|
| | | | | ④ 請負代金の額 | ⑤ 請負代金に 加算する額 | ⑥ 請負代金から 控除する額 | ⑦ 請負金額 (④+⑤-⑥) 円 | | |
| XX101600101000 | XX区 XX町〇-〇-〇 | 21年5月1日から 21年11月30日まで | | 99,700,000 | | | 99,700,000 | 21 | 20,937,000 |
| | 〇〇市 〇〇〇-〇-〇 | 21年4月1日から 21年12月30日まで | | 78,250,000 | | | 78,250,000 | 21 | 16,432,500 |
| | △△区 △△町〇-〇-〇 | 21年5月1日から 22年1月15日まで | | 35,200,000 | | | 35,200,000 | 21 | 7,392,000 |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | |
| 事業の種類 | 35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く) | 計 | | 213,150,000 | | | 213,150,000 | | 44,761,500 |

開始時期が平成21年3月31日以前の工事の算入もれ、区分誤りに注意してください。開始時の年度により保険料率が異なります。

事業の種類を記入してください。

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

22年 6月 16日

〇〇 労働局労働保険特別会計課入取官 殿

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XXX XXX-XXXX)

住所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇

事業主 労働保険事務組合〇〇協会

氏名 組合長〇〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

| | | |
|-----------------------------|-----|------|
| 作成年月日 提出の代表者 事業代表者の表示 | 氏 名 | 電話番号 |
| | | |
| 社会保険 労務上 記載欄 | | |

(注意)

①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。

②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

(22.2)

様式第7号(第34条関係)(甲) [別紙]

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

事業
主 控

| 労働保険番号 | 府県庁市町村 | 基幹番号 | 枝番号 | ① 請負金額の内訳 | | | | ② 労務費率 | ③ 賃金総額 |
|----------------|-----------------|---------------------------|-----|-------------|------------------|-------------------|---------------------|--------|-------------|
| | | | | ④ 請負代金の額 | ⑤ 請負代金に 加算する額 | ⑥ 請負代金から 控除する額 | ⑦ 請負金額 (④+⑤-⑥) 円 | | |
| XX101600101000 | XX区 XX町〇-〇-〇 | 21年4月20日から 21年6月13日まで | | 9,350,000 | | | 9,350,000 | 22 | 2,057,000 |
| | 〇〇市 〇〇〇-〇-〇 | 21年7月19日から 21年11月10日まで | | 5,250,000 | | | 5,250,000 | 22 | 1,155,000 |
| | △△区 △△町〇-〇-〇 | 21年11月25日から 22年3月15日まで | | (7,350,000) | | | (7,350,000) | | (7,350,000) |
| | 〇〇市 〇〇〇-〇-〇 | 21年5月1日から 22年2月16日まで | | 105,000,000 | | | 105,000,000 | 22 | 23,100,000 |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | |
| 事業の種類 | 38 既設建築物設備工事業 | 計 | | (7,350,000) | | | (7,350,000) | | 33,662,000 |
| | | | | 119,600,000 | | | 119,600,000 | | |

賃金で算定した工事を含んでいる場合はこのようにカッコをしておいてください。

事業の種類を記入してください。

(22.2)

8 一括有期事業総括表の記入

- 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類**、**事業開始時期**ごとに消費税を含んだ請負金額を転記し、**労務費率**を乗じて賃金総額を算出し、千円未満を切り捨ててください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 昨年度(平成21年度)にメリット制が適用されている事業場は、平成21年度労災保険率決定通知書により、保険料額を計算してください。1円未満の端数がでた場合は、切り捨ててください。
以上の計算を総括表でおこない記入をし、保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の(イ)(ロ)労災保険分確定保険料額欄に転記してください。

別添様式 労働保険等 一括有期事業報告書 (建設の事業)

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、②、③を提出する。

労働保険番号: XX1016001010000

事業主: 〇〇市〇〇〇-〇-〇 労働保険事務組合〇〇協会

| 事業の種類 | 事業場の所在地 | 事業の期間 | 請負金額の内訳 | 労務費率 | 賃金総額 |
|---------------------------|-----------------|--------------------------|-------------|------|------------|
| 〇〇〇〇新築工事 | 〇〇区 〇〇町〇-〇-〇 | 21年5月1日から 21年11月30日まで | 99,700,000 | 21 | 20,937,000 |
| 〇〇〇〇新築工事 | 〇〇市 〇〇〇-〇-〇 | 21年4月1日から 21年12月30日まで | 78,250,000 | 21 | 16,432,500 |
| 〇〇〇〇増築工事 | △△区 △△町〇-〇-〇 | 21年5月1日から 22年1月15日まで | 35,200,000 | 21 | 7,392,000 |
| 35 建築事業 (既設建築物設備工事を除く) | 計 | | 213,150,000 | | 44,761,500 |

事業の種類を記入してください。

別添様式 労働保険等 一括有期事業報告書 (建設の事業)

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、②、③を提出する。

労働保険番号: XX1016001010000

事業主: 〇〇市〇〇〇-〇-〇 労働保険事務組合〇〇協会

| 事業の種類 | 事業場の所在地 | 事業の期間 | 請負金額の内訳 | 労務費率 | 賃金総額 |
|--------------|-----------------|---------------------------|----------------------------|------|---------------------------|
| 〇〇〇〇内装工事 | 〇〇区 〇〇町〇-〇-〇 | 21年4月20日から 21年6月13日まで | 9,350,000 | 22 | 2,057,000 |
| 都営住宅内装工事 | 〇〇市 〇〇〇-〇-〇 | 21年7月19日から 21年11月10日まで | 5,250,000 | 22 | 1,155,000 |
| 〇〇〇〇内装工事 | △△区 △△町〇-〇-〇 | 21年11月25日から 22年3月15日まで | (7,350,000) | 22 | (7,350,000) |
| 〇〇〇〇内装工事 | 〇〇市 〇〇〇-〇-〇 | 21年5月1日から 22年2月16日まで | 105,000,000 | 22 | 23,100,000 |
| 38 既設建築物設備工事 | 計 | | (7,350,000) 119,600,000 | | (7,350,000) 33,662,000 |

賃金で算定した工事を含んでいる場合は、このようにカッコをしておいてください。

事業の種類を記入してください。

記入例

別添様式 労働保険等 一括有期事業報告書 (建設の事業)

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、②、③を提出する。

労働保険番号: XX1016001010000

事業主: 〇〇市〇〇〇-〇-〇 労働保険事務組合〇〇協会

| 業種番号 | 事業の種類 | 事業開始時期 | 請負金額 | 労務費率 | 賃金総額 | 保険料率 | 保険料額 |
|------|---------------------|--|----------------------------|------|--------|------|-----------|
| 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの | | 19 | | 118 | |
| 32 | 道路新設事業 | 平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの | | 21 | | 21 | |
| 33 | 舗装工事業 | 平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの | | 20 | | 14 | |
| 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの | | 23 | | 23 | |
| 35 | 建築事業 | 平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの | 213,150,000 | 21 | 44,761 | 13 | 581,893 |
| 36 | 機械装置の組立て又は取付けに関するもの | 平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの | (7,350,000) 119,600,000 | 21 | 33,662 | 14 | 471,268 |
| 37 | その他の建設事業 | 平成19年3月31日以前のもの 平成21年3月31日以前のもの 平成21年4月1日以降のもの | | 24 | | 9 | |
| | 合計 | | 340,100,000 | | 78,423 | | 1,053,161 |
| | | | | | 78,423 | 0.05 | 3,921 |

単位が異なるので注意してください。

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、②、③を提出する。

別添 一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

平成 22 年 6 月 16 日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 〇〇市〇〇〇-〇-〇 労働保険事務組合〇〇協会

氏名 〇〇〇〇

郵便番号(XXX-XXXX) 電話番号(XX-XXXX-XXXX)

住所 〇〇市〇〇〇-〇-〇

記名押印又は署名

1円未満の端数は切り捨て

一般拠出金は平成19年4月1日以降開始の工事のみ対象となります。

メリット制が適用されている場合、基準料率は工事開始時点の料率を使用しますが、メリット増減率は工事終了年度(今回確定申告分であれば平成21年度)に適用されている増減率を使用します。

賃金で算定した額と労務費率で算定した額の合計

10 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿(アスベスト)健康被害者(労災補償の対象にならない方)の救済費用に充てるため、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベストの製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、事業主の皆様にご負担いただくものです。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
2 (略)
3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法(納付時期)

労災保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続きとなります。

延納(分割納付)はできません。

(3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1000分の0.05です。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

(4) 算定方法

〔継続事業の場合〕

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.05)

(例) 賃金総額1千万円の場合

$1\text{千万円} \times 0.05 / 1000 = 500\text{円}$ (1円未満切り捨て)

〔有期事業の場合〕

平成19年4月1日以降に開始した事業(工事等)の分を申告・納付します。

① 支払賃金による賃金総額

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.05)

② 特例による賃金総額(工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合)

請負金額 × 労務費率 = 特例による賃金総額

特例による賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.05)

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問い合わせ先(ホームページ等)は以下のとおりです。

・ 独立行政法人 環境再生保全機構
フリーダイヤル0120-389-931

<http://www.erca.go.jp/>

・ 環境省 地方環境事務所

<http://www.env.go.jp/region/>

12 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を所轄の労働基準監督署(所掌3の場合はハローワーク)に提出してください。

13 電子申請による年度更新手続きについて

年度更新申告書にアクセスコード(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されています。

電子申請の一連の手続きの中で、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができるようになり、前年度申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続きを行うことができます。また、年度更新につきましては、申告書を電子申請した場合にのみ電子納付をすることができます。詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)やP26～29に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号0570-041041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書 (継続事業 (一括有期事業を含む。))

標準字体 0123456789

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

提出用

平成22年 月 日

あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuu ← アクセスコード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 算定期間 平成21年4月1日 から 平成22年3月31日 まで

⑧ 保険料・拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料・拠出金率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

(注2)(注1) 一般 有 限

14 船員雇用事業の年度更新について

船員雇用事業にかかる年度更新は以下のとおりです。

●確定保険料

成立時に申告していただいた概算保険料額(平成22年1月1日～3月31日までの3ヶ月分の見込額)について、実際に払った賃金をもとに確定精算していただきます。標準報酬月額×3で概算保険料を計算されていた場合であっても、確定精算では賃金総額での算定となりますのでご注意ください。

●概算保険料

平成22年4月1日～平成23年3月31日までの間に使用する労働者に支払う見込みの賃金総額を算定基礎として概算保険料を算定していただきます。

●一般拠出金

独立行政法人環境再生保全機構に直接納付していただいていた石綿による健康被害の救済に係る一般拠出金については、労働保険料と併せて納付していただくことになります。(P22を参照してください。)

●延納について

納期限

第1期：7月10日(平成22年度は7月10日が土曜日のため7月12日)

第2期：10月31日(平成22年度は10月31日が日曜日のため11月1日)

第3期：1月31日

●賃金総額の算定について

(算定期間)

確定保険料:平成22年1月1日～平成22年3月31日まで

概算保険料:平成22年4月1日～平成23年3月31日まで

一般拠出金:平成21年4月1日～平成22年3月31日まで

*法人の代表者及び役員である船舶所有者は、特別加入制度の対象となりますので、賃金総額の算定に含めないようご注意ください。

●免除対象高年齢労働者について

昭和25年4月1日以前に生まれた方は雇用保険料が免除となりますので賃金総額から差し引いて下さい。

なお、免除となる方は以下の通り段階的に引き上げられますのでご注意ください。

| 生年月日 | 免除年齢 |
|--------------------------------|------|
| 昭和25年4月1日までに生まれた者 | 59歳 |
| 昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者 | 60歳 |
| 昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者 | 61歳 |
| 昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者 | 62歳 |
| 昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者 | 63歳 |

15 年度更新手続きはパソコンから行うことができます!!

～平成22年よりe-Govに統合し、便利になりました～

<< 年度更新手続きは、電子政府の総合窓口 (e-Gov) を利用してインターネットを通じて行うことができます。>>

電子申請の詳しい説明はこちら



電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

電子申請の必要なもの、事前準備操作方法等システム関係のご質問はこちら



電子政府利用センター **0570-041041**
※ナビダイヤルに対応していない場合 **017-721-0363**
電話受付時間 **9:00～19:00** (土日・祝祭日は17:00) ※通話料金がかかります。

年度更新申告書等の書き方、年度更新手続き制度全般に関するご質問はこちら



申請先の各都道府県労働局(総務部労働保険徴収課(室))
及び労働基準監督署
連絡先はこちら (<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>)

電子申請で年度更新手続きを行うと…

以下のメリットがあります。是非ご活用ください。

- 労働局、労働基準監督署へ出向がなくても、自宅、オフィスから、いつでも手続きができます。
- 年度更新手続きの労働保険料をATM及びインターネットバンキングから電子納付できます。*対応している金融機関のみ
- 電子データで手続きするので、ペーパーレス化を図ることができます。
- 自動計算機能により、納期毎の労働保険料額等を自動計算します。

電子申請の事前準備

申請を行う前に事前準備が必要です。以下の2点を行ってください。

●電子証明書の取得

電子証明書は、申請用データに電子署名を行うために必要となるものです。(紙の書類における印鑑と印鑑証明書に相当)。認証局によって電子署名可能な手続きとご利用者により使用できる電子証明が異なります。詳しくは「<http://shinsei.e-gov.jp/menu/prepare/certificate.html>」を参照してください。また、電子証明書の取得には諸費用が必要であり、有効期限もありますのでご注意ください。

●パソコンの環境設定

総務省が運用する電子政府の総合窓口 (e-Gov) という情報ポータルサイトを利用するための環境を確認・設定する。推奨環境は以下のとおり

| | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|--|--------------------------------|--|
| ・CPU:クロック速度が800 MHz以上 ・搭載メモリ:384MB以上、但し、Windows Vistaは768MB以上 ・ハードディスク:100MB以上の空き容量 (これは電子申請ソフトのプログラム容量です。申請データの量によってはさらに空き容量が必要になる場合があります。) ・基本ソフトウェア、ブラウザ ・Windows2000 SP4 →InternetExplorer6.02 SP1 推奨 | | | | ・WindowsXP SP3 →InternetExplorer 6.02 SP2 推奨 InternetExplorer 7.0 推奨 InternetExplorer 8.0 推奨 | | ・WindowsVista SP2 →InternetExplorer 7.0 推奨 InternetExplorer 8.0 推奨 | | ・Mac OS X v10.4 →Safari 3.2 | |
|---|--|--|--|---|--|--|--|--------------------------------|--|

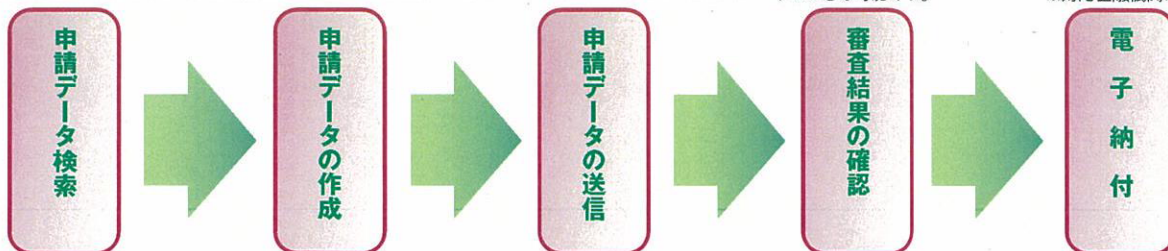
注:Windows、インターネットエクスプローラーはMicrosoftの登録商標です。
Macはアップル社の登録商標です。

電子申請による年度更新手続きの手順

事前準備作業が完了しましたら以下の手順により電子申請を行います。

※申告と同時に電子納付することも可能です。

※対応金融機関のみ



●年度更新申告書及び添付書類の記入様式を検索します。

●ダウンロードした各記入様式を記入(入力)し、申請データを作成します。

●作成した申請データをインターネットを通じて電子申請窓口へ送信します。

●後日、申請データの審査結果を確認します。

●インターネットバンキング及びATMから労働保険料を納付します。

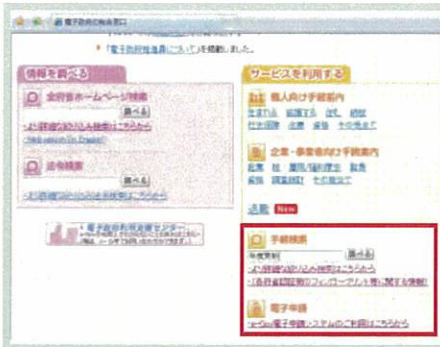
申請データの作成



●ご使用のパソコンのインターネット上から電子政府の総合窓口(e-Gov)を開いてください。

●メインメニュー画面が表示されますので、画面から「電子申請メニューへ」を選択してください。

●電子申請メニュー画面が表示されますので、「手続検索」を選択してください。その後、画面の案内に従って操作を行ってください。



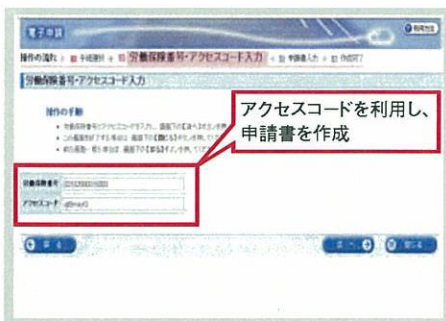
●電子申請メニュー画面が表示されますので、「手続検索」を選択してください。その後、画面の案内に従って操作を行ってください。年度更新手続は、手続検索で年度更新申告書と入力して、クリック!

*「年度更新申告書(事務組合・末尾0)」を、労働保険番号の末尾番号にあわせて選択してください。



●電子申請メニュー画面から「申請データの新規作成・編集・削除」を選択してください。

●申請データメニュー画面から「作成」を選択してください。



●印字情報のダウンロード画面が表示されますので、各労働局から送付している年度更新申告書に記載されている労働保険番号及びアクセスコードを入力し、「次へ」を選択してください。

●これにより年度更新申告書にあらかじめ印字されている内容を記入様式に取り込みますので、前年度申告内容を入力し直す手間が省けます。



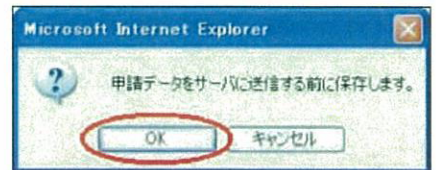
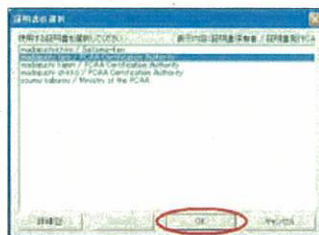
●記入画面が表示されますので、ページの項目欄を埋めてください。記入方法は紙の申請様式と同様ですので、「労働保険年度更新申告書の書き方」等を参考にしてください。



●「必須項目入力後、チェックする」をクリックすることにより必須項目の入力チェックと自動計算を行います。
●入力・自動計算が終了後、メニューバーの「入力チェック」を選択してください。
●検証した結果エラーとなった場合は画面の案内に従い修正してください。
●検証結果が正常の場合は、画面の案内に従い操作を行ってください。



●申請書の記載事項全ての入力が完了したら「署名・送信」をクリックする。



●電子証明書を選択し、【OK】ボタンをクリックします。

複数の電子証明書をお持ちの方は複数行表示されます。電子署名を付与する際に使用する電子証明書を選択し、【OK】ボタンをクリックします。

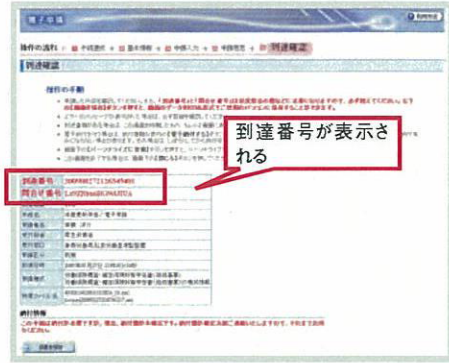
ICカードにより電子証明書の発行を受けている場合は、ICカード内の証明書を選択し、【読込】をクリックします。

●e-Gov電子申請システムによる形式チェック実行のため、作成した申請データの送信を行います。ここで、利用者控えとして申請データの保存を行います。

申請データの送信



●申請内容を確認し、申請を行う旨の意思表示を行います。
【チェックした申請書を申請】ボタンをクリックすると、基本情報として入力した内容を別画面で表示し、確認することができます。



到達番号が表示される

●到達番号と問合せ番号が表示されたら申請完了です。
申請データの受付結果通知画面が表示され、申請データの送信が正常に終了したと、申請状況について確認できます。
到達番号と問合せ番号は、状況照会、労働局への問い合わせ等をするときに必要になります。必ずメモ等で控えるようにしてください。

審査結果の確認

1. 状況照会



●到達確認をした際にお控えいただいている到達番号と問合せ番号を入力し、【照会】ボタンをクリックします。

※審査の終了をメールでお伝えいたしますので、状況照会画面にて内容をご確認ください。



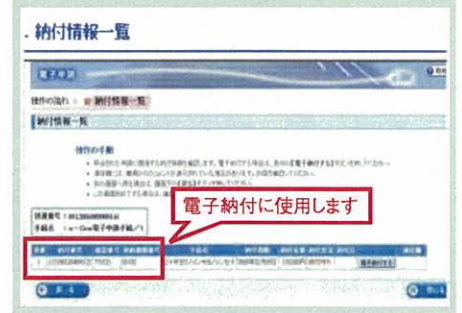
※各種通知欄

検索時点の申請状況

●申請、届出の審査状況その他の状況の確認画面が表示されます。

画面下部に表示されている各種ボタンをクリックすることにより、申請の通知内容の詳細を確認し、必要な操作を行います。

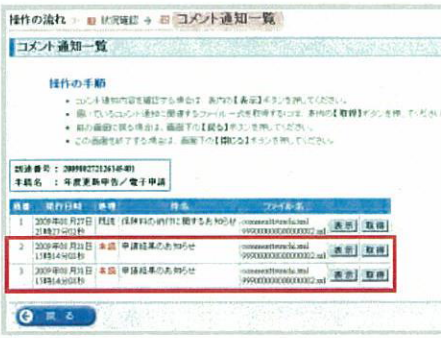
電子納付を行う場合は、【納付情報一覧】ボタンをクリックすることにより電子納付に必要な操作を行うことができます。



電子納付に使用します

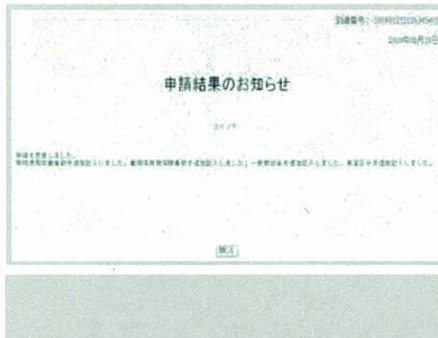
●申請を行う際、申請意思確認画面において納付方法を「電子納付」とした場合、各金融機関のインターネットバンキングへ移行し、電子納付を行うことができます。（※ご利用の金融機関のインターネットバンキングがPay-easy（ペイジー）に対応している必要があります。）

●「印刷用レイアウト表示」を選択するとこの画面情報を次の画面で保存または印刷することができます。



●状況確認画面下部の【コメント通知一覧】をクリックすることにより遷移します。

各労働局からの審査内容等についてのお知らせがご確認いただけます。



●左記画面の【表示】ボタンをクリックすると、各コメント通知についてその内容を表示確認できます。

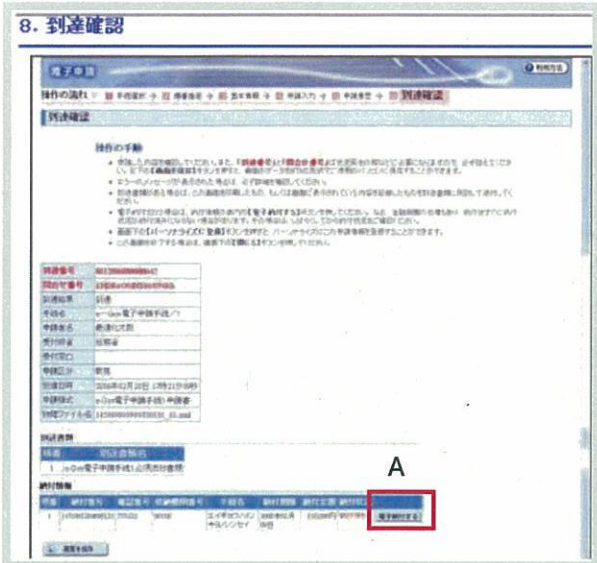
【取得】ボタンをクリックすると、そのコメント通知の内容を、所定のファイル形式で取得できます。



●申請、届出以降現時点までの処理履歴を一覧表示します。

※日付欄に表示している日時は、e-Gov電子申請システムが処理した日時を示しており、申請、届出の提出先とした行政機関が事務処理を行った日時ではありません。

電子納付



●電子申請による年度更新申告手続きを行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

●電子納付が可能な期間は、申請日からおよそ3ヶ月以内(※)です。

※申請日の月に3を加えた日の申請日に一番近い实在日

(例えば3を加えて「11月31日」となる場合は、「11月30日」となります。)

●インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。

(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ(http://www.pay-easy.jp/payeasy_facilities/financial.htm)を参照してください。)

●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。

A 電子申請による年度更新申告手続きと同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、到達確認画面において「電子納付する」を選択し、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請から30分以内に電子納付を行ってください。時間を経過しますと、この方法による電子納付はできませんので、他の方法により電子納付を行ってください。

B 電子申請による年度更新申告手続き後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」及び「納付確認番号」が必要となります。この画面を予め印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続き後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」及び「納付確認番号」が必要となります。この画面を予め印刷しておくとう便利です。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。

詳しくはこちらまで
(<http://www.pay-easy.jp/index.html>)